

委員会提出議案第1号

「農協改革」に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年12月12日 提出

提出者 経済建設委員会

委員長 山田 哲弥

「農協改革」に関する意見書

政府は、本年6月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や閣議決定した「規制改革実施計画」等において、農業の成長産業化に向けて「農業協同組合の見直し」などを柱とする農業改革を推進することを決定した。

国連は2012年を「国際協同組合理年」と宣言し、各国政府に協同組合を支援していくことを呼びかけた。これは、世界が金融や経済の危機に直面する中で、協同組合のもつ社会や経済の安定に果たす役割を高く評価したためであり、日本政府も「国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根ざした助け合い活動がさらに広がっていくようできる限り後押ししていく」と表明している。

政府が進めようとしている「農業協同組合の見直し」の方向は、国際協同組合理年に際しての政府表明に反するものであり、これまで一貫して地域の農業者、地域住民とともに歩みを進めて今日の姿を築きあげてきた農協の存在を軽視するものである。

特に、「規制改革実施計画」等において検討・措置しようとしている「准組合員の事業利用制限（ルール化）」は地域住民の事業利用権を侵害するものであり、またJAの機能を補完する中央会・全農等の組織改編は、地域に根ざして農業振興と地域活性化に取り組む農協の存続を危うくし、協同組合の根幹である農業者等による共同行為を否定することにもつながりかねない。

JAグループでは、今後とも農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標に、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現をめざした自己改革に取り組むこととしている。

協同組合といえども時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていくべきことは言うまでもないが、それらの改革は、あくまで組合員の総意による協同組合自身の自己改革が基本である。その意味において、「農業協同組合の見直し」にあたっては、農業振興はもちろんのこと地域の活性化に向けた農協の役割発揮

を後押しするためにも、当事者である農協や組合員などの現場の意見を汲み上げた J A グループの自己改革の内容を尊重した見直しとなるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 6 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣
内閣府特命担当大臣 (規制改革担当)